

(1 9) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
(4 5) 【発行日】平成 3 1 年 2 月 4 日 (2 0 1 9 . 2 . 4)
(1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)
(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 6 2 3 9 3 1 号 (D 1 6 2 3 9 3 1)
(2 4) 【登録日】平成 3 1 年 1 月 1 1 日 (2 0 1 9 . 1 . 1 1)
(5 4) 【意匠に係る物品】透光パネル枠用押縁
【部分意匠】
(5 2) 【意匠分類】L 3 - 5 9 5 1
(5 1) 【国際意匠分類】L o c (1 1) C l . 2 5 - 0 2
【Dターム】L 3 - 5 9 5 1 A
(2 1) 【出願番号】意願 2 0 1 8 - 2 1 0 7 1 (D 2 0 1 8 - 2 1 0 7 1)
(2 2) 【出願日】平成 3 0 年 9 月 2 7 日 (2 0 1 8 . 9 . 2 7)
(7 2) 【創作者】
【氏名】山本 健次郎
【住所又は居所】東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 2 号 日鐵住金建材株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】鬼塚 充明
【住所又は居所】東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 2 号 日鐵住金建材株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】佐藤 義悟
【住所又は居所】東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 2 号 日鐵住金建材株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】小山 拓也
【住所又は居所】東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 2 号 日鐵住金建材株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】谷尾 知親
【住所又は居所】東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 2 号 日鐵住金建材株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】蔵治 賢太郎
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1 首都高速道路株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】石原 陽介
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1 首都高速道路株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】井田 達郎
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1 首都高速道路株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】盛岡 諒平
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1 首都高速道路株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】引地 宏陽
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1 首都高速道路株式会社内
(7 3) 【意匠権者】
【識別番号】0 0 0 0 0 6 8 3 9
【氏名又は名称】日鐵住金建材株式会社
【住所又は居所】東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 2 号
(7 3) 【意匠権者】
【識別番号】5 0 5 3 8 9 6 9 5
【氏名又は名称】首都高速道路株式会社
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1

(7 4) 【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 2 0 8 6 8

【弁理士】

【氏名又は名称】 安彦 元

【審査官】 上島 靖範

(5 5) 【意匠に係る物品の説明】 本物品は、道路や鉄道に沿って設置され、騒音の伝播を防止する遮音壁を構成する部材の 1 つである。透光性を有する透光板が嵌め込まれてパネル外部が視認可能な透光パネル枠用の押縁である。また、この透光パネルのパネル枠は、使用状態を示す参考図 1 に示すように、上枠、下枠、及び左右一対の縦枠から矩形形状の枠体として構成されている。本物品は、透光パネルを構成する枠体（パネル枠）用の押縁であり、縦枠に限られず、上枠や下枠にも装着可能である。本物品は、例えば、使用状態を示す参考図 2 に示すように、この縦枠を内側枠（道路や鉄道側）と外側枠（民地側）とに 2 分割したうちの内側枠に装着されて使用される。また、本物品は、使用状態を示す参考図 2 に示すように、透光板が化学強化ガラスなどのガラス板の場合や、透光板がポリカーボネイトなどの樹脂板の場合、いずれの場合にも対応可能となっている。

(5 5) 【意匠の説明】 実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。意匠登録を受けようとする部分は、押縁を取り外す治具の係止端に引っ掛けるのに用いる突設凹部である。また、拡大平面図の一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線であり模様ではない。なお、底面図は、平面図と上下対称に表れるため省略する。また、一点鎖線で示す中間省略部分は、図上で 8 0 mm である。

【図面】

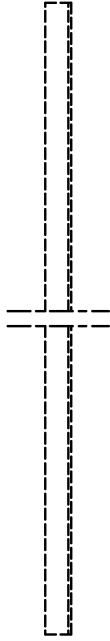
【斜視図】



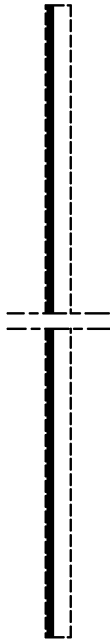
【正面図】

(3)

意匠登録 1 6 2 3 9 3 1



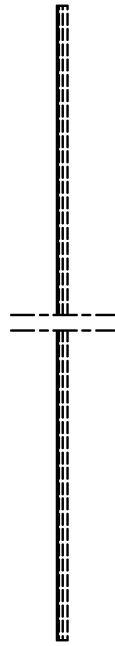
【背面図】



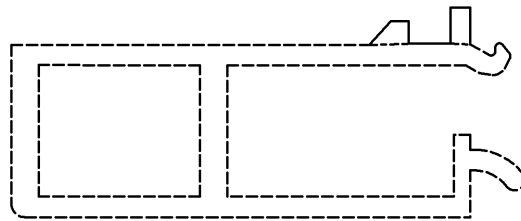
【左側面図】

(4)

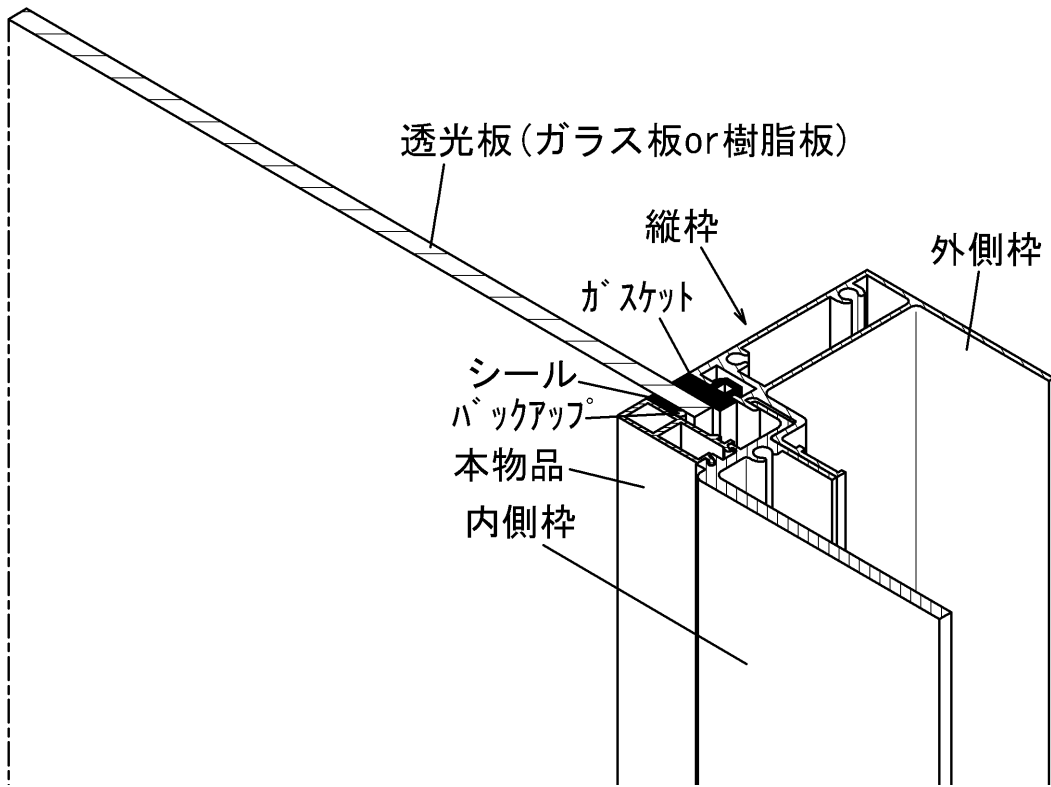
意匠登録 1 6 2 3 9 3 1



【拡大平面図】



【使用状態を示す参考図 2】



【右側面図】



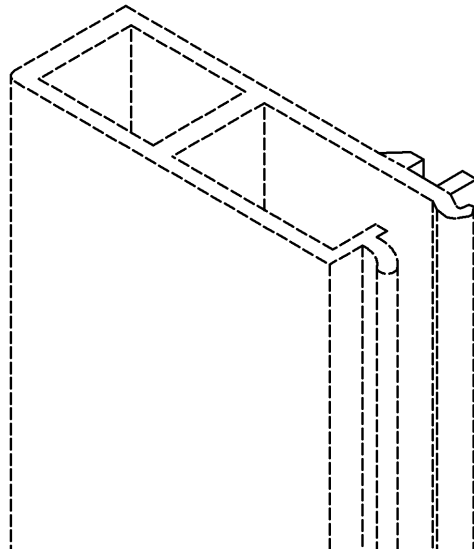
【平面図】



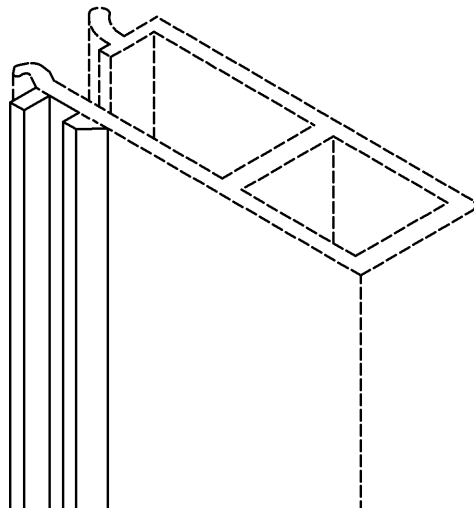
【拡大正面参考斜視図】

(6)

意匠登録 1 6 2 3 9 3 1



【拡大背面参考斜視図】



【使用状態を示す参考図 1】

